

議案第36号

三朝町簡易水道施設等改修基金条例の設定について

次のとおり三朝町簡易水道施設等改修基金条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成7年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町簡易水道施設等改修基金条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、三朝町簡易水道施設等改修基金の設置並びにその管理及び処分に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 簡易水道施設等の維持管理を円滑に行うため、三朝町簡易水道施設等改修基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第3条 基金として積み立てる額は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算に定める額とする。

（管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、これを管理しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、簡易水道施設等の改修事業に要する経費の財源に充てる場合に限って、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(附目)

第1条 第14条第3項(第7項)において「基金」とは、この条例で定める基金を指す。

(第2条)

第2条 第15条第1項において「基金」とは、この条例で定める基金を指す。

(第3条)

第3条 第16条第1項において「基金」とは、この条例で定める基金を指す。

(第4条)

第4条 第17条第1項において「基金」とは、この条例で定める基金を指す。

(第5条)